

## 会議報告書

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名          | 平成28年度 第2回三郷市介護保険運営協議会                                                                                                                                                                                                                                                |
| 日 時          | 平成28年8月29日(月) 午後1時から午後2時30分まで                                                                                                                                                                                                                                         |
| 場 所          | 三郷市役所6階 第3委員会室                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 出席者<br>(17名) | 【会 長】 青木 成夫<br>【委 員】 佐藤 智子、尾上 朝子、須藤 政次、秋葉 明、宍戸 六郎<br>田中 良夫、佐藤 真人、晝間 章<br>(欠席)長友 祐三<br>【事務局】 増田 道夫(福祉部長)<br>道言 薫(理事兼副部長)<br>森 泰子(参事兼ふくし総合支援課長)<br>稲舛 克巳(ふくし総合相談室長兼総合相談係長)<br>峰川 修一(長寿いきがい課長)<br>前川 浩司(長寿いきがい課長補佐兼長寿いきがい係長)<br>長濱 崇二(長寿いきがい課長補佐兼介護給付係長)<br>吉井 馨(介護認定係長) |
| 傍聴人          | 1名                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 次 第          | 別紙次第のとおり                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 資 料          | 別紙資料一覧のとおり                                                                                                                                                                                                                                                            |

### ●議事結果／確認事項

#### <議 題>

- ①平成27年度三郷市介護保険特別会計決算について
- ②平成28年度三郷市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- ③地域密着型サービス等事業者の公募選定結果について
- ③介護予防・日常生活支援総合事業について

### ●報告事項・その他(連絡・確認事項)

- ・本日の報酬の振込日について
- ・次回開催予定について

## 【会議要旨】

### 1. 開会（司会:峰川課長）

### 2. 会長あいさつ

### 3. 部長あいさつ

### 4. 議事（議事進行:青木会長）

（会長）はじめに、平成27年度三郷市介護保険特別会計決算について、事務局の説明をよろしく願います。

（事務局）「資料1」をもとに説明。

（会長）それでは、事務局の説明が終わりましたので、何かご質問等はございますか。

（会長）医師会が旧保健センターで運営している在宅医療・介護連携サポートセンターは、県から補助金を受けていますが、どここの予算に組み込まれるのでしょうか。

（事務局）保険給付費の地域支援事業のうち、包括的支援事業費で検討することとなると思います。

（会長）他にご質問等はございますか。なければ、事務局から説明のあった事項について、了承してよろしいでしょうか。

（委員）異議なし。

（会長）次に、平成28年度介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明をお願いします。

（事務局）「資料2」をもとに説明。

（会長）事務局からの説明を受けて、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委員）介護予防ケアマネジメント清算金とは、どのような内容なのでしょうか。

（事務局）本市の総合事業は、29年度から開始しますが、すでに総合事業を開始している市町村の施設に入所した住所地特例者に対し、総合事業に係るケアマネジメントの作成費用等を支払うための経費となります。当初積算した人数を上回ったため、増額の補正を行います。

（委員）住所地特例者は、現在どのくらいの人数がいるのでしょうか。

（事務局）要支援者の住所地特例者は、現在7名ですが、このうち、この総合事業に係る住所地特例者は、3名でございます。

（会長）他にご質問等はございますか。なければ、事務局から説明のあった事項について、了承してよろしいでしょうか。

（委員）異議なし。

（会長）次に、地域密着型サービス等事業者の公募選定結果について、説明をお願いします。

（事務局）「資料3」をもとに説明。

（会長）事務局からの説明を受けて、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委員）公募選定委員会では、未来設計を選定する場合には条件を付すことが良いのではといった意見があったとのことですが、具体的に条件を付したのでしょうか。

（事務局）何点か条件を付しましたが、内容は強いものではなく、具体的は、未来設計としては、認知症のケアに初めて取り組むこととなるため、事業開始が円滑に進むよう、経験者の配置等の人員面に関

するものや、緊急時の対応として、利用者のケアや家族等との連携を十分行えるような体制を整えていただくことなどを条件といたしました。

(委員) 認知症実務者研修の受講者が何人配置するといった、具体的な人員要件を条件としているのでしょうか。

(事務局) 事業所の人員体制は、サービスごとに法令で定められており、さらにサービスによっては、管理者や計画作成者等となる者は、所定の研修を修了していなければならないとの規定もあります。選定された事業所は、この関係法令に則り、人員配置を行っていただく必要があります。公募時点では、基準を満たす人員の配置が可能であることを前提に申請をいただいておりますが、法令の基準を超えた人員体制の整備までは、条件として提示はいたしておりません。

(委員) それでは、どのような基準で比較されているのでしょうか。

(事務局) 事業者の審査基準は、提出いただきました申請書の書類審査や当日のヒアリングにおける提案内容等をもとに採点しております。書類審査では、立地面や事業に対する法人の理念、サービスの質の確保、利用者等に対する支援の程度、地域との連携に対する考え方などを審査し、ヒアリングでは、市の福祉施策への貢献度や、事業の持続性などを審査しております。

(委員) 地域密着型サービスは、市が主体となって実施していく事業であり、市の選定基準に基づき、整備していく事業だと思います。以前もこの運営協議会で意見があったと思いますが、事業を行う事業所は、市に所在する医療関係団体の相談を得るなどといった基準も設ける必要があると思います。今回選定された事業者に対しては、このような申し出は対応していただけるのでしょうか。

(事務局) 事業所における協力医療機関等との提携につきましては、事前にいただく相談の中や、公募に係る事業計画書の中で、事業者のお考えをお聞きしておりますが、公募選定の際は、どの事業者も協力医療機関を決めている状況ではありません。選定後、事業開始前の事業所指定の際などの機会を通じ、事業者には協力を求めています。

(委員) 市では、地域包括ケアを推進しているわけですから、医療と介護の連携の観点からも、距離の離れた市外の医療機関のみと連携することは整合性が欠けていることになると思います。市の医師会では、クラウドサービスを活用して共通のルールのもとに、医療体制の構築を進めていますが、他市の医療機関では、このツールが利用できないため、緊急時等の対応ではカルテ等が確認できず、再検査から始めなければなりません。結果的に費用や時間も余計にかかることになり、不効率でかつ、利用者のためになっていません。地域密着型サービスに限っては、この点を理由に協力を求めてもよいのではないかと思います。

(会長) 事業者の選定は、定期的に見直しされるのでしょうか。

(事務局) 選定後、事業開始前に事業所の指定を行います。指定の有効期間は6年間となっておりますので、6年ごとに指定更新の手続きが必要となります。

(会長) 地域密着型サービスの事業所だけではないかもしれませんが、施設での安易な救急要請が行われている事例が多くなっているように聞いており、問題があると思います。

(委員) 有料老人ホームの中には、市外の提携する協力医療機関に入所者を受診させ、タクシーやヘルパーを利用して、多額な利用料を徴収しているところもあると聞いております。このような事例もありますので、地域密着型サービスについては、運営協議会でこのようなことを提起してもよいのではないかと考えます。

(事務局) 救急の関係につきましては、確かに施設によっては、要請件数が多いところもあると救急隊からも話は伺っております。そのような施設に対しては、個々にお話はさせていただいており、適切な救急対応をお願いしているところでございます。

(会長)救急車の乱用は好ましくないため、市としてもきちんと対処をお願いしたいと思います。市の医師会等に参加していない他市の医療機関による診察に基づかない指示のもとで、安易に地元の救急車を使うことは問題がありますので、医師会への加入を市からもきちんと働きかけていただくようお願いします。

(事務局)現状でも、ご相談をいただいた事業者には、協力医療機関に関しては、医師会や歯科医師会とご相談していただくようにお話はさせていただいております。

(委員)今回の施設ではないかもしれませんが、当初、施設内に診療所を開設して医療の充実を掲げていたにもかかわらず、採算性が合わないに分かると診療所だけを撤退させたといった事例もありました。そのうえ、安易な救急要請を行っている場合、あらためて事業所の許可を出すということは、医療と介護の連携の観点から見て疑問があると思います。

(事務局)事業所指定の条件としては、法的な根拠が乏しいと思われます。

(会長)認可する県の対応も良くないと思います。県の医師会でも、このような診療所の認可については問題視しています。

(委員)未来設計は、当初、当該施設の1階でデイサービスの運営を予定していたと思いますが、通常のデイサービスでは利用者が見込めそうにないから、その場所で、認知症のデイサービスを運営するということに変わったということですかね。

(事務局)当該施設の空きスペースを活用して運営するということです。

(会長)以前は在宅のみの診療所の開設はできなかったですが、最近は許可するようになんて変わってきています。ですが、反面でこのような問題も生じてきており、県医師会でも医師会への加入を促し、指導を行っていると聞いています。ですが、加入しない者もあり、県でも問題となっているようです。

(事務局)市といたしましても、このようなご意見をいただきましたことを県にもご報告させていただければと考えております。

(会長)他にご質問等はございますか。なければ、事務局から説明のあった事項について、了承してよろしいでしょうか。

(委員)異議なし。

(委員)それでは、先ほど意見しました、施設で他市町村の医療機関が参入する場合は、地元と協力をするということを記録していただけますでしょうか。

(事務局)事業者には引き続き、協力のお話をさせていただければと思います。

(会長)それでは次に、介護予防・日常生活支援総合事業について、説明をお願いします。

(事務局)「資料4、5」をもとに説明。

(会長)事務局からの説明をうけて、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)アンケート結果では、問5の「介護保険外サービスのうち、利用したいものは」として、「健康づくりのための教室など」と回答している方が、通所介護事業所を利用している方は79人と、他の項目と比較して最も多くなっています。これは、通所介護事業所で行う介護予防では満足できず、市が実施する介護予防事業を利用したいという結果ではないのでしょうか。通所介護事業所での介護予防は、医師・歯科医師等の専門職がいらないため、十分に行えてないという結果ではないのでしょうか。

(委員)十分行えてないということはないと思いますが。

(委員)一部の事業所でも介護予防は行っていますが、独自の考えで行っており、きちんとした認知症の基準に基づいたものではないと思います。

(委員)事業所により差があるということではないのでしょうか。

(委員)このアンケート結果は、利用者の率直な意見なのではないのでしょうか。通所介護事業所の利

用者が一番、予防教室等の事業に参加したいと思っているという結果だと思います。

(事務局) 結果の精査については、あらためてお時間をいただければと思います。

(委員) 通所介護事業所での提供時間が短時間化されたことや、費用面の問題もあると思います。現行制度の中では、要支援の方は、丸1日の通所介護を受けられない状況であり、ほとんどの方が短時間化されています。なおかつ、市の予防事業は低額の費用で参加しやすいものになっていますし、実際に利用者から直接お話をいただくこともあります。

(委員) 資料から、事業所の「みなし指定」の有効期間は、平成30年3月31日までとなっていることは、とりあえず29年度は、この内容で乗り切ろうということの理解でよろしいでしょうか。

(事務局) 先ほど説明いたしました、現行の基準を緩和したサービス等については、継続的に検討していきますが、当初はこの内容で進めていきたいと考えております。

(委員) 要支援の方は、自立できている方も多く、通所も何とか自分で通えるという状態の方が多いと思います。送迎があるデイサービスを利用して、送迎に1時間かかるというと当然、身体機能も低下していきます。ですから、要支援の介護予防は、なるべく自分で通っていただくため、交通の便のよい場所で、その方に合ったサービスを市の予算で提供していくことが本来ではないかと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

(委員) 要支援の中でも、人によって身体機能に差があると思います。ですから、必ずしも公共交通機関を利用して通える人ばかりではないと思います。また、高齢になると、通うこと自体に意欲がなくなっている方もおり、事業所の送迎によって、サービスの提供時間は短いですが、介護事業所でのリハビリも必要ではないかと思います。

(会長) かなり遠くから通う必要はないと思いますね。

(委員) 近くの実業所に空きがないから、仕方なく通っているということもあります。

(委員) 他に理由として、要支援の方の入浴を行っていない事業所もあり、距離は離れますが、入浴を受けられる事業所まで通っているという事例もあります。

(委員) 介護予防事業の健康教室等は、開催場所が決まっているため、移動手段が限られている方は、自ら通うことが難しいと思います。また、意欲があっても、デイサービスのほかにも、運動したいという方も含まれていると思います。

(委員) 今後、介護予防事業をどのように取り組んでいくか、現状把握が必要と考えます。

(委員) アンケート結果では、生活援助については、現状のヘルパーさんによる支援を望んでいるという声が多いのには驚きました。買い物や掃除等の生活援助は、ヘルパーさんではなく、色々な方で対応できるのではないかと考えていましたが、利用者はあまりそのように思っていないという結果でしょうか。

(委員) これまでの関係性も影響していると思います。

(委員) 自己負担額で見れば、介護保険の生活援助は、45分で約180円ほどですが、NPO等では500円というところもあり、金銭的な理由もあると思います。

(会長) 色々な人に物事を頼むことは、やはり頼みにくいと思います。

(事務局) 多様なサービスにつきましては、このアンケート結果を含めて、今後、協議体や関係団体とともに考えていきたいと思っています。

(委員) 協議体は、どのような役割なのでしょう。

(事務局) 協議体は、市民団体の方が中心ですが、その方々が持っている課題等をお話しいただいて、今後、課題解決のためにどのようなサービスが必要かを皆さまで協議いただくことを考えています。

(委員) 現行のサロン等の活動を広げていくということでしょうか。

(事務局)そうですね。サロンの活動にも期待はしていますが、この他に運動や体操ができる団体も活動しており、様々な団体に参画いただきながら、事業を進めていければと考えております。

(委員)様々な方に参画いただくことは良いことですが、専門職の配置等が必要な場合があり、一定の条件を満たした団体で実施していくことが必要ではないかと思います。

(会長)先ほどご意見がありましたが、入浴の問題が一番困っているのではないのでしょうか。自宅で入浴ができない方が多く、入浴できないと介護予防に繋がりません。

(委員)要支援の方で一番困っていることは、入浴ということをよく聞きます。

(会長)市で要支援の方を対象とした入浴サービスを運営することは、いかがでしょうか。

(委員)医師会でデイサービスを作って、そこに看護師等を配置して運営していくという方法もあります。

(委員)どのデイサービスでも、基本は看護師を配置していると思います。ですが、要支援の方の入浴介助については、事業所により未実施というところもあります。

(会長)要支援の方は基本、在宅では生活支援のみとなっているため、入浴介助は自宅では難しく、デイサービスでも入浴できるところが少ないと困る方が多いと思われます。特養等で入浴だけ実施している施設はあるのでしょうか。

(委員)あったかの家みさとは、1階にデイサービスの機能を有しているスペースはありますが、現在は休止していると思います。市から補助金を支出して、そこで入浴サービスを実施するということも可能かとは思います。

(委員)特養でも、デイサービスやショートステイを実施しているところもあり、要支援者を受け入れている施設もあります。しかし、介護保険の給付を利用してサービスを提供する場合は、様々な法的な基準の中で実施するため、それが本人の希望とは合わないということが多々生じています。特養での入浴についても、同様な取り扱いとなると思います。

(委員)要支援の方の入浴サービスを実施する場合は、保険外サービスという位置付けとなると思います。

(委員)これからは市独自で総合事業を実施していくことができるようになるので、市が利用者の希望に合わせた基準にどのように合わせていくかを考えながら、上手く皆さんの期待に沿うようなサービスを提供できるがキーポイントになると思います。

(委員)NPOやボランティアの方には、買い物等の生活支援を担っていただき、介護事業所では本来の身体介護を中心としたサービスが提供できるようになれば、ヘルパーさんも入浴介助に時間を掛けられるようになると思います。

(委員)介護事業所は、どこも人材不足という問題を抱えている中で、高齢化率はさらに上昇していき、ますます介護費用は増加していきます。介護費用を減らしていくためには、皆さんに今よりも元気になっていただく必要があると思います。

(委員)そのような意味からも介護予防に力を入れていくことが重要であり、自由な発想を取り入れてもよいと思います。

(会長)要支援の方は、構造的な理由から自宅での入浴ができない方も多いと思いますので、総合事業では、入浴できる施設を整備することを考えてみてはいかがでしょうか。市内では、特養等の施設やデイサービスの事業所、老人センターや公衆浴場もありますので、このような資源をしっかりと活用していくことは大切だと思います。

(事務局)市内のどのような資源があるか調査させていただきます。また、活用方法についても検討させていただきます。

(委員)既存施設に補助金を支出して、借りて運営すれば、双方にメリットがあるのでないでしょうか。

(委員)人員に関しても、潜在的な資格を持ったペルパーは数多くいると思いますので、市が募集して、週1～2日勤務という雇用形態であれば集まる可能性はあります。

(会長)例えば週1日から始めてみて、どの程度利用者が集まるのか、または、ケアマネジャーを通じて調査して、利用者の見通しを検証してみてもよいと思います。

(会長)他になければ、これにて終了とさせていただきます。本日は皆さま、長時間にわたってご協議いただきありがとうございました。

## 5. 事務連絡

## 6. 閉会